



ツワブキ



Power Alliance Tax Accountants Office  
**パワーアライアンス税理士事務所**

News

編集発行人

パワーアライアンス税理士事務所  
 税理士 若杉 治

〒151-0073  
 東京都渋谷区笹塚3-37-1  
 第1花井ビル2F  
 TEL 03 (5365) 4744(代)  
 FAX 03 (5365) 4745  
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

10月

(神無月) OCTOBER

14日・体育の日  
 22日・即位礼正殿の儀の行われる日

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
| .  | .  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | .  | .  |

ワンポイント 郵便料金の引上げ

消費税率10%への引上げに伴い、10月から郵便料金が引き上げられ、通常はがきは62円から63円に、定形郵便物(封書)の25g以内は82円から84円となります。また、これに伴い63円や84円などの新料額の切手が発行される一方、62円や82円といった旧料額の切手の販売は終了となります。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(7月~9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月~12月生まれ) 10月31日
- 労 務 / 労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

# 医療保険制度の改正

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、健康保険法等を改正する法律が令和元年五月二十二日（以下、「公布日」）に公布されました。

改正事項が広範ですので、「オンライン資格確認の導入」と「被扶養者の要件の見直し」をお伝えし、最後にその他の改正事項に触れます。  
施行日は、各項目の「一」内をご覧ください。

## 一 オンライン資格確認の導入

保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カード（マイナンバーカード）によるオンライン資格確認の仕組みが導入されます。  
【公布日から二年を超えない範囲内で政令で定める日】

### （一） オンライン資格確認

患者は、個人番号カードまたは健康保険証（個人を識別するため二桁の新たな番号を追加記載したものが発行されます。）を保険医療機関等で提示し、保険医療機関等は提示されたものを基にオンラインによる資格照会をすることが可能となります。

期待される効果として、次のことが掲げられています。  
① 過誤請求等の削減  
従来は、社会保険の資格を喪失し、使用することができない健康保険証を窓口で提示した時は、失効保険証を利用したことに伴う過誤請求が患者に対して行われていました。窓口で資格を確認することにより、このような過誤請求の防止につながっていくことができるようになります。  
そのほか、過誤請求をして

も回収をすることができない未収金を大幅に削減することの効果の一つとされています。

### ② 事務コストの削減

保険者における高額療養費の限度額適用認定証の発行など、現在生じている事務負担の削減が見込まれています。

### （二） プライバシー保護

プライバシー保護の観点から、健康保険事業や関連事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することが禁止（告知要求制限）されます。

基礎年金番号、個人番号にも同様の措置があり、違反した場合の勧告・命令、立入検査、罰則の規定が設けられます。

## 二 被扶養者の要件の見直し

グローバル化が進展する中、医療保険に関して次の課題が指摘されています。

- ・生活の拠点が日本にない親族までが健康保険の給付を受けられることができるという在外被扶養者に関する課題
- ・本来加入資格を有しない外国人が、不正な在留資格によ

り、国民健康保険に加入し給付を受けている可能性があるという課題  
これらを解消するための対応が行われます。

### （一） 被扶養認定における国内居住要件

健康保険の被扶養者の認定において、原則として「国内に住所を有する者」であることが要件に追加されます。

また、留学生その他の日本に住所を有しないものうち、日本に生活の基礎があると認められるものについても、例外的に要件を満たすこととされます。

なお、いわゆる医療滞在ビザ（日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者等及び同伴者に対し発給されるもの）等で来日して国内に居住する者は、被扶養者の対象から除外されます。

※ 除外対象は省令で規定されます。

（参考）健康保険の被扶養者  
現行では、次の者が被扶養者の範囲とされます。これらに加え、新たに国内居住要件が設けられます。

① 被保険者の直系尊属、配偶者（事実上婚姻関係と同様の者を含む）、子、孫、兄弟姉妹で、主として被保険者に生計を維持されている者（必ずしも同居している必要はありません）。

② 被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている次の者  
ア 被保険者の三親等以内の親族（①該当者を除く）  
イ 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の者の父母および子  
ウ イの配偶者が亡くなった後における父母および子

【令和二年四月一日施行】  
（二）市町村における調査対象の明確化

日本人を含む国民健康保険の被保険者の資格管理等の観点から、市町村が関係者に報告を求めること等ができる対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報を追加し、市町村における調査対象の明確化が行われました。

関係者としては、例えば、外

国人については、留学先である日本語学校等や経営管理を行う企業の取引先等、日本人については、勤務先である企業の雇用主等が想定されています。

【公布日より施行】

### 三 その他の改正概要

（一）医療情報化支援基金の創設  
技術革新が進む中で、医療分野においてもICTを積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが急務であるとされてきました。そこで、医療情報化支援基金を創設し、医療分野におけるICT化の支援として次の事業が行われます。

・オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援として、保険医療機関・薬局での初期導入経費（システム整備・改修等）を補助  
・電子カルテの標準化に向け、国の指定する標準規格を用いて相互に連携可能な電子カルテシステム等を導入する医療機関での初期導入経費を補助

【令和元年十月一日施行】

（二）NDB、介護DB等<sup>（注）</sup>の連結解析等

国が保有する医療・介護分野のビッグデータについて、安全性の確保に配慮しつつ、幅広い主体による利活用を進め、学術研究、研究開発の発展等につなげていくため、研究者等へのデータ提供、データの連結解析に関する規定の整備が行われます。

【注】「NDB」は、医療保険レセプト情報等のデータベースを指し、「介護DB」は、介護保険レセプト情報等のデータベースを指します。

【令和二年十月一日（一部の規定は令和四年四月一日）施行】

（三）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

七十五歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等が行われます。

【令和二年四月一日施行】

（四）審査支払機関の機能の強化  
（社会保険診療報酬支払基金（支払基金））について、本部の調整機能を強化するため、現行の四七都道府県支部の権限を本部に集約することや医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務の追加等が行われます。

【改正項目により、令和二年十月一日又は令和三年四月一日施行】  
（五）二重払いの解消  
社会保険の未適用事業所が遡及して加入する等の場合、国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いが生じる場合があります。

現行では、各年度の最初の保険料の納期の翌日から二年を経過した後においては、時効により国民健康保険の保険料は還付することができませんでしたが、これを解消するための整備が行われ、既に納付されていた保険料について、遡及して年度単位で賦課決定（減額）を行った上で還付を可能とする改正が行われました。

【公布日より施行】

## 資格喪失後の傷病手当金 (健康保険)

業務外の病気やケガの療養のため働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間(待期期間といいます)あるときは、休業第4日目以降から保険給付として「傷病手当金」が支給されます。

※休んだ期間について事業主から傷病手当金の額より多い報酬を受けた場合には、傷病手当金は支給されません。

### 1 資格喪失後の給付

この傷病手当金は、次の要件を満たす場合、退職後においても支給されます。

- ① 被保険者の資格喪失をした日の前日(退職日)までに継続して1年以上の被保険者期間(健康保険任意継続の被保険者期間を除く)があること
- ② 資格喪失時に傷病手当金を受けているか、又は受ける条件を満たしていること

### 2 留意点

- ① 支給期間  
支給が開始された日から最長1年6か月です。
- ② 老齢年金を受けられるとき  
資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受けている方が老齢厚生年金等の老齢退職年金の受給者となったときは、傷病手当金は支給されません。  
ただし、年金額の360分の1が傷病手当金の1日あたりの額より低いときは、差額が支給されます。
- ③ 雇用保険の基本手当を受けられるとき  
傷病手当金は、病気等で仕事をするできない状態のときに支給されるものです。一方、雇用保険の基本手当は、仕事ができる状態である方に支給されます。このため、退職後の傷病手当金と雇用保険の基本手当を同時に受給することはできません。求職活動を始めたときに基本手当を受給できるよう、ハローワークで基本手当の受給期間延長の手続きをしておくといでしょう。

## 賞与支払届(健康保険・厚生年金)

被保険者に賞与を支給した場合、支給日から5日以内に「被保険者賞与支払届」により支給額等の届け出をします。

育児休業等による保険料免除期間に支払われた賞与(保険料賦課の対象とならない賞与)も届け出が必要です。

保険料計算は、支払った賞与額の1,000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」とし、標準賞与額に健康保険・厚生年金保険の保険料率をかけて得た額です(標準賞与額には上限額があり、厚生年金保険は1か月あたり150万円、健康保険では同一年度内の累計で573万円です)。保険料は、事業主と被保険者が折半で負担します。

資格取得月(資格取得日以降)に支払われた賞与は保険料賦課の対象ですが、資格喪失月に支払われた賞与は対象外です。ただし、資格取得と同月に資格喪失があった場合、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われたものは保険料を控除します。

### 時間単位の年次有給休暇(労働基準法)

年次有給休暇は、「日」単位の取得が原則ですが、労使協定を締結(労働基準監督署への届出は不要)したときは、一年に五日分を限度として「時間」単位の取得を認めることができます。

時間単位年休の労使協定では、①対象労働者の範囲、②時間単位年休の日数、③一日の年次有給休暇が何時間相当か、④一時間を超える単位とする場合はその時間数の四点を定めます。  
今年四月に施行された「年五日以上の有給休暇取得」で取得日数を算出するときは、時間単位年休を含めずに五日を取得させている必要があります。